

新山梨環状道路東部区間の中間報告書その 1 への知事意見に対する検討結果等について

新山梨環状東部区間においては、東部区間の全長 7.1 km を、1 期区間と 2 期区間に分けて事業を進めています。

今回、山梨県環境影響評価条例に基づく、1 期区間（西下条ランプ～落合西インターチェンジ間：約 1.6 km）における環境に配慮した工事の実施状況等を記載した「環境影響評価中間報告書工事中その 1」（令和 4 年 3 月）への山梨県知事意見（令和 4 年 10 月）に対する検討結果・方針についてまとめましたのでお知らせします。

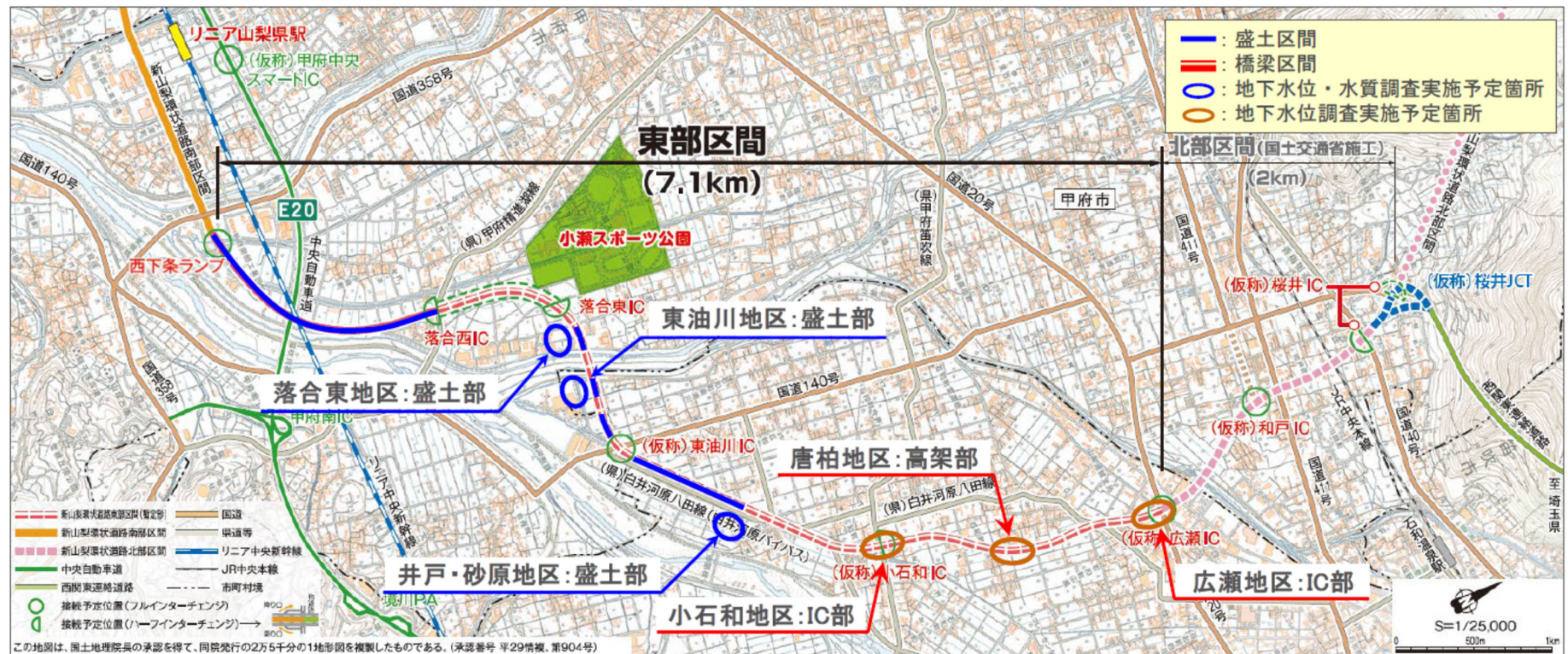
山梨県 県土整備部
新環状道路建設事務所
建設課 新環状第一担当
Tel 055-261-1492

○ 環境影響評価中間報告書その１に対する検討結果及び方針の報告

県知事意見	検討結果及び方針
大気汚染 盛土構造物による冷気の滞留に係る農作物への影響評価 盛土構造物により、その周辺に夜間の冷気が滞留する可能性があることから、周辺の農地における農作物への霜害等の影響を確認又は予測のうえ評価し、必要な環境保全措置を検討すること。	農作物への霜害等の実態について関係機関ヒアリング（行政５機関・民間３機関・営農者３軒）を実施しました。 ヒアリングの結果、新たに建設された新環状道路（小曲町盛土構造区間周辺）において冷気滞留等の被害・苦情は確認されませんでした。 また、既存道路において盛土が原因となる霜害被害・苦情等も確認されていません。 追加の環境保全措置は必要ないと考えます。
水質汚濁、水象 適切な深度の井戸での調査の実施等 地下構造物が地下水位に与える影響調査について、事業による影響が適切に把握できるよう深度の浅い井戸を調査対象とすること。 また、評価書手続においては、水質は環境影響評価の対象項目としていないが、盛土工事での地盤改良に伴うアルカリ成分の流出に起因した影響が懸念される。今後の施工区間においては、必要により、地下水の水質への影響を評価し、追加の環境保全措置を検討すること。	２期施工区間において、既存井戸を中心に浅層地下水調査を実施します。【別紙１】 ＜水位調査実施予定地区＞ 落合地区、東油川地区、井戸・砂原地区、小石和地区、唐柏地区、広瀬地区 計６箇所 また、盛土工事で地盤改良を行う区間において水質調査を実施予定です。 ＜水質調査実施予定地区＞ 落合地区、東油川地区、井戸・砂原地区、 計３箇所
地盤沈下、土地の安定性 地盤変位に係る影響の再評価 地盤変位は確認されなかったとしているが、測定結果では変位が観測されていることから、測定の許容値や施工における許容範囲等を踏まえ再評価し、必要により環境保全措置を検討すること。	測定断面では、資材運搬用の大型車両の通過もあったことから、座標・標高変位に動きがあったものと考えられます。しかし、変位量は標高変位で規格値※^１（±４０mm）に対して４mm程度、座標変位で規格値※^２（±２０mm）に対して５mm程度の変位であり、また変位に規則性及び継続性がないことから、周辺に悪影響を及ぼすような変動は起こっていないと考えられます。 このことから、追加の環境保全措置は必要ないと考えます。 ※１：標高変位（沈下量（Z）） 道路維持修繕要綱（公益財団法人 日本道路協会）より、一般道路の轍掘れ補修の目安とされる±４０mmとしました。 ※２：座標変位（水平変位量（X,Y）） 硬質塩化ビニル管の耐震計算照査基準（塩化ビニル管・継手協会）より、道路内に埋設物（塩ビ管等）がある場合の許容変位量を参考に±２０mmとしました。

県知事意見	検討結果及び方針
廃棄物・発生土 盛土材の安全性に係る住民理解の推進 建設発生土を盛土材として受け入れる際の受入基準、検査方法及び分析結果等の安全性に係る情報を、地域住民等にわかりやすく積極的に提供すること。	本事業では、環境基本法による土壌の汚染に係る環境基準に基づく化学性状※³ 及び、道路土工指針に基づく物理性状※⁴ に適合する建設発生土のみを受入れ対象としています。 なお、建設発生土の安全性に係る情報(化学性状及び物理性状の試験結果等)を整理・保管するとともに、情報提供が必要な場合には、わかりやすく積極的に提供することとします。 ※3：山梨県の地域特性を考慮して自然由来の重金属等のうち 4 物質(砒素・鉛・ふっ素・セレン)の溶出試験 ※4：7 項目(締固め試験、修正 CBR 試験、三軸圧縮試験等)

【別紙 1】



注) 実施予定箇所は、詳細施工計画、工事施工ヤード等の設置状況により変更します。

地下水位及び水質調査予定箇所